

# ちば広域連合だより

第27号

千葉県人口**6,279,026**人(令和元年10月1日現在) 被保険者数**829,232**人(令和元年10月31日現在)

## 千葉県の後期高齢者医療の平成30年度の 決算状況をお知らせします

お問い合わせ先 総務課 ☎043-216-5011

### 特別会計決算

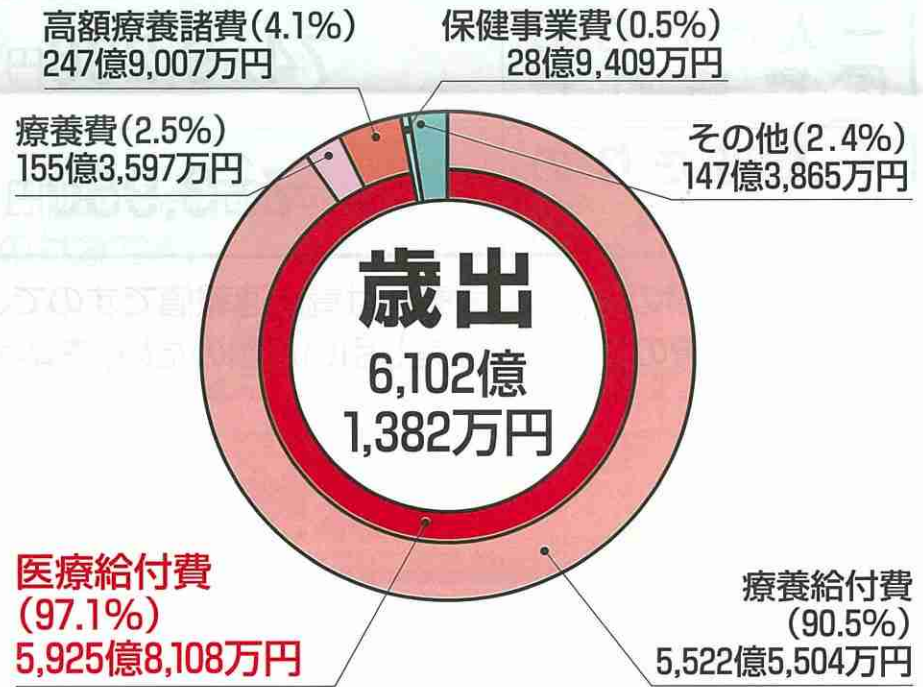
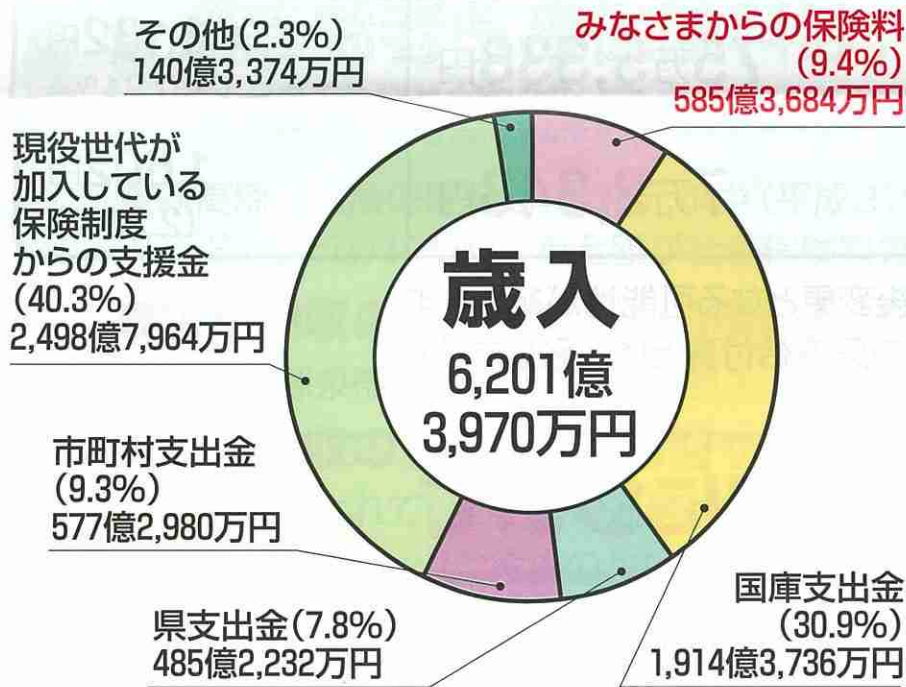


被保険者のみなさまの医療費の給付等に使われた「特別会計」の決算状況をお知らせします。

特別会計の歳入決算額(収入)は6,201億3,970万円、歳出決算額(支出)は6,102億1,382万円でした。

歳入歳出差引額の99億2,588万円は、令和元年度に繰り越しました。

### 特別会計の内訳



歳出は、療養給付費と療養費5,677億9,101万円、みなさまの医療費の負担が高額になったときに支給する高額療養費等247億9,007万円で97.1%を占めています。その他に葬祭費19億7,630万円、保健事業費28億9,409万円、医療機関へ医療費を支払うための手数料13億1,070万円などの経費を支払いました。

これらの経費には、みなさまから納められた保険料585億3,684万円、国・県・市町村からの支出金2,976億8,948万円のほか、現役世代からの支援金(支払基金交付金)2,498億7,964万円などが充てられています。

### 一般会計決算

広域連合の運営に必要な事務費である一般会計の歳入決算額(収入)は28億993万円、歳出決算額(支出)は25億7,677万円でした。

歳入歳出差引額の2億3,316万円は、令和元年度に繰り越しました。

## 保険料は 貴重な財源です

被保険者のみなさまから納められた保険料は、後期高齢者医療制度を運営するための貴重な財源です。納付期日までの保険料の納付にご協力ください。

また、納付が困難な場合は、お住まいの市(区)町村の後期高齢者医療担当課にご相談ください。

# 千葉県の後期高齢者医療の平成30年度の一人当たりの医療費等について

お問い合わせ先 給付管理課 ☎043-216-5013



平成30年度の医療費の総額は、6,474億2,741万円となっており、そのうち医療給付費(みなさまの自己負担額を除いた医療費)として5,913億446万円を千葉県後期高齢者医療広域連合が負担しています。

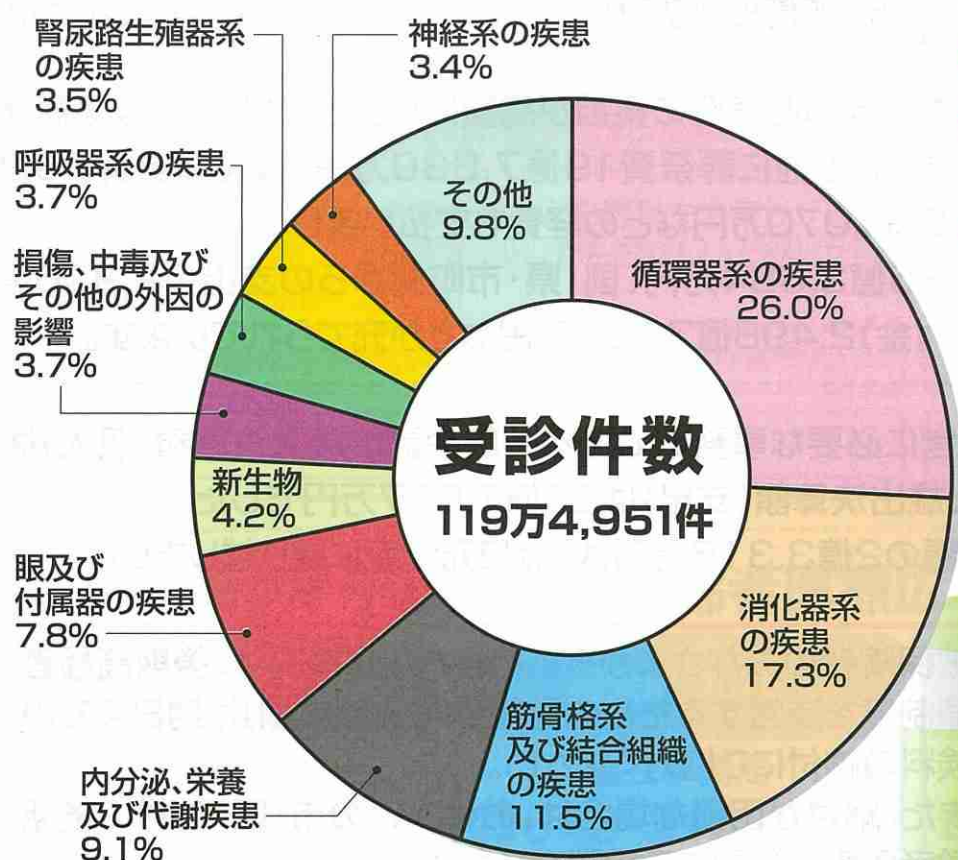
千葉県の一人当たりの医療給付費は、74万9,206円となり、前年度75万5,338円と比較し約0.8%減少しました。(一人当たりの保険料額は7万3,950円)

医療費の増加は、みなさまの保険料の増加につながります。健康診査を積極的に受診して健康管理に努めるとともに「ジェネリック医薬品(後発医薬品)」を利用するなどして、医療費の適正化にご協力をお願いします。

	平成30年度	前年度(29年度)	増減
医療費の総額	6,474億2,741万円	6,194億4,142万円	279億8,599万円 (4.52%)
医療給付費の総額	5,913億446万円	5,680億2,021万円	232億8,425万円 (4.10%)
一人当たりの医療給付費	74万9,206円	75万5,338円	▲6,132円 (▲0.81%)
一人当たりの保険料額	7万3,950円	7万2,348円	1,602円 (2.21%)

※平成30年度の医療費・医療給付費は速報値ですので、今後変更となる可能性があります。  
また、医療費の返還金等を差し引いた額のため、決算状況の医療給付費とは一致しません。

## 被保険者の受診内容について



1位は、高血圧や心筋梗塞、脳卒中などの「循環器系の疾患」、4位は糖尿病などの「内分泌、栄養及び代謝疾患」となっています。

これらの疾患の発症には生活習慣が大きくかかわっています。



適度な運動、バランスの取れた食生活、  
禁煙を心がけて、生活習慣病を予防しましょう。

# 令和元年分の確定申告をされるかたへ

## 医療費通知は、医療費控除の添付書類としてご利用いただけます

医療費通知は、医療機関等でかかった医療費の額をお知らせするために、年に3回発送しています。

	発送月	対象診療月
1回目	令和元年 10月上旬頃	平成31年1月から令和元年5月まで
2回目	令和2年 2月上旬頃	令和元年6月から令和元年10月まで
3回目	令和2年 6月上旬頃	令和元年11月から令和元年12月まで

### ●確定申告にご利用になる際の注意

3回目の医療費通知は、確定申告には間に合いません。

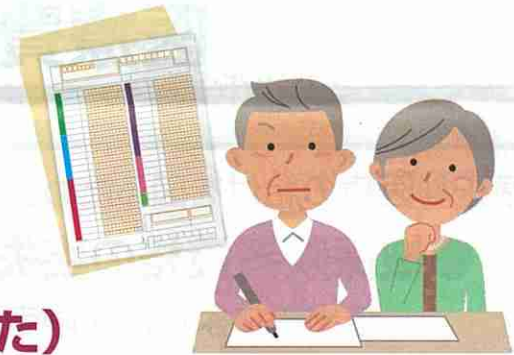
このため、11月・12月分の医療費の額については、領収書に基づいてご自身で「医療費控除の明細書」を作成し、申告書に添付していただく必要があります。

#### お問い合わせ先

医療費通知に関することは、千葉県後期高齢者医療広域連合 給付管理課(☎043-216-5013)までお問い合わせください。

## 後期高齢者医療保険料は、社会保険料控除の対象です

後期高齢者医療保険料は、令和元年中(平成31年1月1日から令和元年12月31日まで)に納付した全額が社会保険料控除の対象です。



### ●特別徴収のかた(年金から保険料を天引きされているかた)

年金の源泉徴収票をご確認ください。(社会保険料控除の対象となる額が記載されています。)

### ●普通徴収のかた(口座振替や納付書によりお支払いされているかた)

口座振替されている口座の通帳や領収書をご確認ください。

また、ご自身以外(ご家族のかたなど)の後期高齢者医療保険料を納付書により納付したときは、その納付額の全額が、納付したかたの社会保険料控除の対象となります。

#### お問い合わせ先

納付した後期高齢者医療保険料額については、お住まいの市(区)町村の後期高齢者医療担当窓口にお問い合わせください。

## 確定申告、住民税申告に関する問い合わせ

○所得税の確定申告については、所轄の税務署にお問い合わせください。

○住民税の申告(※)については、お住まいの市(区)町村の住民税担当窓口にお問い合わせください。

※収入がない場合や遺族・障害年金のみを受給しているかたでも、住民税の申告をしていないと保険料の軽減が受けられない場合がありますので、収入の申告をしてください。

## 医療費の自己負担額や保険料の減免について

災害や心身の故障、事業の休業などの突発的な事情により収入や預貯金が大きく減少し、医療費の自己負担額の支払いが困難になったときは、申請により減免される場合があります。

また、保険料についても、災害や心身の故障、事業の休業による収入の著しい減少などにより納めることが困難になったときは、申請により減免される場合があります。

詳しくは、お住まいの市(区)町村の後期高齢者医療担当課にご相談ください。

